


改訂：調査・設計共通仕様書(2022年4月)	現行：調査・設計共通仕様書(平成27年7月)	改訂趣旨
<p data-bbox="320 579 1026 653">調査・設計共通仕様書</p> <p data-bbox="498 1297 842 1350"><u>2022年4月</u></p>  <p data-bbox="519 1562 949 1665">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1457 579 2163 653">調査・設計共通仕様書</p> <p data-bbox="1679 695 1932 747">(土木編)</p> <p data-bbox="1629 1297 1973 1350">平成27年7月</p> <p data-bbox="1457 1608 2163 1682">首都高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="2386 684 2819 758">設計共通仕様書(施設編)との統合により削除</p> <p data-bbox="2386 1287 2552 1318">改訂年月修正</p>

総目次

第1章	総則
第2章	測量
第3章	土質及び地質調査
第4章	交通調査
第5章	線形設計
第6章	路線計画
第7章	環境調査
第8章	構造物設計
<u>第9章</u>	<u>建築及び建築設備設計</u>
<u>第10章</u>	<u>機械設備設計</u>
<u>第11章</u>	<u>電気通信設備設計</u>

総目次

第1章	総則
第2章	測量
第3章	土質及び地質調査
第4章	交通調査
第5章	線形設計
第6章	路線計画
第7章	環境調査
第8章	構造物設計

設計共通仕様書（施設編）との統合により追加

調査・設計共通仕様書 2022年4月 新旧対照表 「第1章 総則編」

改訂：調査・設計共通仕様書(2022年4月)		現行：調査・設計共通仕様書(平成27年7月)		改訂趣旨
第1章 総 則		第1章 総 則		
第1節 一 般 事 項		第1節 一 般 事 項		
1.1.1 適用	1-3	1.1.1 適用	1-3	
1.1.2 用語の定義	1-3	1.1.2 用語の定義	1-3	
1.1.3 契約書類の解釈	1-5	1.1.3 契約書類の解釈	1-5	
1.1.4 計量単位	1-6	1.1.4 計量単位	1-6	
1.1.5 日数の解釈	1-6	1.1.5 日数の解釈	1-6	
1.1.6 遵守すべき法令等	1-6	1.1.6 遵守すべき法令等	1-6	
1.1.7 監督職員の権限及びその行使	1-6	1.1.7 監督職員の権限及びその行使	1-6	
1.1.8 管理技術者等	1-7	1.1.8 管理技術者等	1-7	
1.1.9 書類の提出	1-12	1.1.9 書類の提出	1-12	
1.1.10 業務の着手	1-13	1.1.10 業務の着手	1-12	
1.1.11 作業日	1-13	1.1.11 作業日	1-12	
1.1.12 業務のしゅん功	1-13	1.1.12 業務のしゅん功	1-12	
1.1.13 相互協力の義務	1-13	1.1.13 相互協力の義務	1-13	
1.1.14 関係官公署等への手続き等	1-14	1.1.14 関係官公署等への手続き等	1-13	
1.1.15 地元関係者との交渉等	1-14	1.1.15 地元関係者との交渉等	1-13	
1.1.16 土地への立入り等	1-14	1.1.16 土地への立入り等	1-14	
1.1.17 資料作成作業の協力	1-15	1.1.17 資料作成作業の協力	1-14	
1.1.18 保険の付保及び事故の補償	1-15	1.1.18 保険の付保及び事故の補償	1-14	
1.1.19 一括委任又は一括下請負の禁止	1-15	1.1.19 一括委任又は一括下請負の禁止	1-15	
1.1.20 条件変更等の処理	1-16	1.1.20 条件変更等の処理	1-15	
1.1.21 業務の一時中止	1-16	1.1.21 業務の一時中止	1-15	
1.1.22 部分使用	1-16	1.1.22 部分使用	1-16	
1.1.23 受注者の異議申立書の提出	1-17	1.1.23 受注者の異議申立書の提出	1-16	
1.1.24 不可抗力による損害	1-17	1.1.24 不可抗力による損害	1-17	
1.1.25 文化財の保護	1-18	1.1.25 文化財の保護	1-17	
1.1.26 成果品の使用等	1-18	1.1.26 成果品の使用等	1-17	
1.1.27 守秘義務	1-18	1.1.27 守秘義務	1-18	
1.1.28 成果品	1-19	1.1.28 成果品	1-18	
1.1.29 業務実績情報システム(テクリス)等への登録	1-19	1.1.29 業務実績情報システム(テクリス)への登録	1-18	
1.1.30 用紙の仕様	1-20	1.1.30 用紙の仕様	1-19	
第2節 実 施		第2節 実 施		
1.2.1 一 般	1-20	1.2.1 一 般	1-19	
1.2.2 実施計画書	1-20	1.2.2 実施計画書	1-19	
1.2.3 業務の実施	1-20	1.2.3 業務の実施	1-19	
1.2.4 打合せ等	1-21	1.2.4 打合せ等	1-20	
1.2.5 跡片付け	1-21	1.2.5 跡片付け	1-20	

改訂：調査・設計共通仕様書（2022年4月）	現行：調査・設計共通仕様書（平成27年7月）	改訂趣旨
<p>1. 2. 6 貸与品等……………1-22</p> <p>第3節 安全衛生管理</p> <p>1. 3. 1 安全等の確保……………1-22</p> <p>1. 3. 2 臨機の措置……………1-23</p> <p>第4節 検査</p> <p>1. 4. 1 しゅん功検査等……………1-23</p> <p>1. 4. 2 業務完了部分検査……………1-24</p> <p>1. 1. 1 適用</p> <p>調査・設計共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する測量、土質及び地質調査、交通調査、線形設計、路線計画、環境調査、構造物設計、<u>建築及び建築設備設計、機械設備設計、電気通信設備設計</u>、試験その他これらに類するもの（以下「業務」という。）に係る調査・設計<u>業務</u>請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、業務の実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>1. 1. 2 用語の定義</p> <p>2 設計図書</p> <p>図面、仕様書、調査・設計<u>業務</u>請負現場説明書及び現場説明に対する質問回答書並びに金額を記載しない設計書をいう。</p> <p>(略)</p> <p>7 調査・設計<u>業務</u>請負現場説明書</p> <p>入札等に参加する者に対して、当社が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>8 現場説明に対する質問回答書</p> <p>調査・設計<u>業務</u>請負現場説明書及び現場説明に関する入札参加者等からの質問書に対して、当社が回答する書面をいう。</p> <p>(略)</p> <p>13 検査員等</p> <p>契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、請負契約の履行を確認するための、しゅん功検査及び一部しゅん功検査（以下「しゅん功検査等」という。）並びに契約書第 38 条第 3 項の規定に基づく業務完了部分検査を行う者で、次に定める「検査責任者」及び「検査員」を総称していう。</p> <p>(略)</p> <p>23 書 面</p> <p>発行年月日 <u>及び氏名が記録された文書をいう。</u></p>	<p>1. 2. 6 貸与品等……………1-20</p> <p>第3節 安全衛生管理</p> <p>1. 3. 1 安全等の確保……………1-24</p> <p>1. 3. 2 臨機の措置……………1-24</p> <p>第4節 検査</p> <p>1. 4. 1 しゅん功検査等……………1-22</p> <p>1. 4. 2 業務完了部分検査……………1-23</p> <p>1. 1. 1 適用</p> <p>調査・設計共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する測量、土質及び地質調査、交通調査、線形設計、路線計画、環境調査、構造物設計、<u>交通量推計及び</u>試験、その他これらに類するもの（以下「業務」という。）に係る調査・設計請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、業務の実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>1. 1. 2 用語の定義</p> <p>2 設計図書</p> <p>図面、仕様書、調査・設計請負現場説明書及び現場説明に対する質問回答書並びに金額を記載しない設計書をいう。</p> <p>(略)</p> <p>7 調査・設計請負現場説明書</p> <p>入札等に参加する者に対して、当社が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>8 現場説明に対する質問回答書</p> <p>調査・設計請負現場説明書及び現場説明に関する入札参加者等からの質問書に対して、当社が回答する書面をいう。</p> <p>(略)</p> <p>13 検査員等</p> <p>契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき、請負契約の履行を確認するための、しゅん功検査及び一部しゅん功検査（以下「しゅん功検査等」という。）並びに契約書第 36 条の 2 第 3 項の規定に基づく業務完了部分検査を行う者で、次に定める「検査責任者」及び「検査員」を総称していう。</p> <p>(略)</p> <p>23 書 面</p> <p>手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとする</p>	<p>設計共通仕様書（施設編）との統合による追加</p> <p>名称の変更</p> <p>名称の変更</p> <p>名称の変更</p> <p>契約書の改正反映</p> <p>押印廃止を考慮した修正（押印有無は不問）</p>

改訂：調査・設計共通仕様書（2022年4月）	現行：調査・設計共通仕様書（平成27年7月）	改訂趣旨
<p>(略)</p> <p>1. 1. 7 監督職員の権限及びその行使</p> <p>1 総括監督員の権限と行為は次の各号によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総括監督員が有する権限及び行為は(1)、(2)に掲げる事項のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 契約書第25条第2項の規定に基づく履行期間変更の甲乙協議開始の通知</p> <p>コ 契約書第26条第2項の規定に基づく請負代金額の変更の甲乙協議開始日の通知</p> <p>サ 契約書第27条第1項、第2項及び第3項に掲げる屋外で行う業務の権限</p> <p>シ 契約書第30条第1項の規定に基づく不可抗力による損害の報告受理</p> <p>ス 契約書第30条第2項の規定に基づく不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知</p> <p>セ 契約書第31条第2項の規定に基づく設計図書の変更に関する協議開始日の通知</p> <p>ソ 契約書第34条第1項及び第2項の規定に基づく成果品の部分使用の承諾請求</p> <p>タ 契約書第38条第2項の規定に基づき行われる請求の受理</p> <p>チ 契約書第38条第3項の規定に基づき行う検査、認定及び通知</p> <p>2 主任監督員の権限と行為は次の各号によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 主任監督員が有する権限及び行為は、(1)、(2)に掲げる事項のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 契約書第27条第1項、第2項及び第3項に掲げる屋外で行う業務の権限</p> <p>オ 契約書第30条第2項の規定に基づく不可抗力による損害の状況確認</p> <p>カ 契約書第34条第1項及び第2項の規定に基づく成果品の部分使用の承諾請求</p> <p>(略)</p> <p>1. 1. 8 管理技術者等</p> <p>1 管理技術者は次の各号によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 受注者は、管理技術者を定め、契約締結後14日以内に、管理技術者(等)選定通知書に経歴書を添えて提出しなければならない。なお、契約前に技術提案書又は技術資料(以下「技術提案書等」という。)を発注者に提出した業務については、技術提案書等に記載した管理技術者を配置しなければならない。</p> <p>(4) <u>管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとす</u></p>	<p>が、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1. 7 監督職員の権限及びその行使</p> <p>1 総括監督員の権限と行為は次の各号によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総括監督員が有する権限及び行為は(1)、(2)に掲げる事項のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 契約書第24条第2項の規定に基づく履行期間変更の甲乙協議開始の通知</p> <p>コ 契約書第25条第2項の規定に基づく請負代金額の変更の甲乙協議開始日の通知</p> <p>サ 契約書第26条第1項、第2項及び第3項に掲げる屋外で行う業務の権限</p> <p>シ 契約書第29条第1項の規定に基づく不可抗力による損害の報告受理</p> <p>ス 契約書第29条第2項の規定に基づく不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知</p> <p>セ 契約書第30条第2項の規定に基づく設計図書の変更に関する協議開始日の通知</p> <p>ソ 契約書第33条第1項及び第2項の規定に基づく成果品の部分使用の承諾請求</p> <p>タ 契約書第36条の2第2項の規定に基づき行われる請求の受理</p> <p>チ 契約書第36条の2第3項の規定に基づき行う検査、認定及び通知</p> <p>2 主任監督員の権限と行為は次の各号によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 主任監督員が有する権限及び行為は、(1)、(2)に掲げる事項のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 契約書第26条第1項、第2項及び第3項に掲げる屋外で行う業務の権限</p> <p>オ 契約書第29条第2項の規定に基づく不可抗力による損害の状況確認</p> <p>カ 契約書第33条第1項及び第2項の規定に基づく成果品の部分使用の承諾請求</p> <p>(略)</p> <p>1. 1. 8 管理技術者等</p> <p>1 管理技術者は次の各号によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 受注者は、管理技術者を定め、契約締結後14日以内に、管理技術者(等)選定通知書に経歴書を添えて提出しなければならない。ただし、契約前に技術提案書又は技術資料(以下「技術提案書等」という。)を発注者に提出した業務については、技術提案書等に記載した管理技術者を配置しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、前号の管理技術者を変更したときは、変更後14日以内に変更選定通知書を出し、変更理由を添えて提出しなければならない。ただし、契約前に技術提案書等を発注者に提出した業務につ</p>	<p>契約書の改正反映</p> <p>変更理由に「出産・育児・介護等」を追加</p>

改訂：調査・設計共通仕様書（2022年4月）	現行：調査・設計共通仕様書（平成27年7月）	改訂趣旨
<p><u>し、総括監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(5) 受注者は、前号の管理技術者を変更したときは、変更後 14 日以内に変更選定通知書を提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>2 照査技術者及び照査の実施は次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 契約書第 11 条第 1 項に規定する「設計図書に定める場合」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 共通仕様書「第 8 章 構造物設計」、<u>「第 9 章 建築及び建築設備設計」、</u>「第 10 章 機械設備設計」、<u>「第 11 章 電気通信設備設計」</u>を適用するもの。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 受注者は、(1) に該当する業務においては照査技術者を定め、契約締結後 14 日以内に、管理技術者等選定通知書に経歴書を添えて提出しなければならない。<u>なお、契約前に技術提案書等を発注者に提出した業務については、技術提案書等に記載した照査技術者を配置しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、総括監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 照査技術者は、(7) の業務の節目ごとの照査結果の照査報告書及び業務完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において<u>記名（署名または押印を含む）</u>の上、管理技術者に差し出すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 担当技術者は次の各号によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受注者は、屋内で行う業務については、契約締結後 14 日以内に管理技術者以外の実際に業務を行う全ての者の名簿を作成し、担当技術者選定通知書に経歴書を添えて提出しなければならない。監督職員が指示した業務の場合は、この限りでない。<u>なお、契約前に技術提案書等を発注者に提出した業務については、技術提案書等に記載した担当技術者を配置しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>技術提案書等に記載した担当技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、総括監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(4) 受注者は、前号の担当技術者を変更したときは、変更後 14 日以内に変更選定通知書を提出しなければならない。</p> <p>(5) <u>業務実績情報システム（テクリス）または公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務実績登録は、担当技術者選定通知書に記載された者であるとともに、業務への関与の度合い及び貢献度について監督職員が判断できる者でなければならない。</u></p>	<p>いては、原則として技術提案書等に記載した管理技術者を変更できない。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、技術提案書等に記載された資格、業務実績、技術能力が同等以上の管理技術者を配置することとし、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>2 照査技術者及び照査の実施は次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 契約書第 11 条第 1 項に規定する「設計図書に定める場合」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 共通仕様書「第 8 章 構造物設計」を適用するもの。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 受注者は、(1) に該当する業務においては照査技術者を定め、契約締結後 14 日以内に、管理技術者等選定通知書に経歴書を添えて提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 照査技術者は、(6) の業務の節目ごとの照査結果の照査報告書及び業務完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において<u>署名押印</u>の上、管理技術者に差し出すものとする。</p> <p>4 担当技術者は次の各号によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受注者は、屋内で行う業務については、契約締結後 14 日以内に管理技術者以外の実際に業務を行う全ての者の名簿を作成し、担当技術者選定通知書に経歴書を添えて提出しなければならない。監督職員が指示した業務の場合は、この限りでない。ただし、契約前に技術提案書等を発注者に提出した業務については、技術提案書等に記載した担当技術者を配置しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、前号の担当技術者を変更したときは、変更後 14 日以内に変更選定通知書を提出しなければならない。ただし、契約前に技術提案書等を発注者に提出した業務については、原則として技術提案書等に記載した担当技術者を変更できない。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、技術提案書等に記載された資格、業務実績、技術能力が同等以上の担当技術者を配置することとし、総括監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>設計共通仕様書（施設編）との統合による追加</p> <p>管理技術者と同様</p> <p>照査技術者の変更の取扱い（管理技術者と同様）</p> <p>押印を必要条件としない</p> <p>実績登録のみを目的とした担当技術者の選定を除外</p>

改訂：調査・設計共通仕様書（2022年4月）		現行：調査・設計共通仕様書（平成27年7月）		改訂趣旨
別表 管理技術者等の資格要件 <u>・設計図書または技術提案書等に定めがある場合を除き、次によるものとする。</u>		別表 管理技術者等の資格要件		別表の定めには拠らない場合もあるため追加 西暦表記に変更
1 管理技術者		1 管理技術者		
業 務	要 件	業 務	要 件	
測 量	測量法に基づく測量士の資格保有者	測 量	測量法に基づく測量士の資格保有者	
土質地質調査	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士[建設部門（「土質及び基礎」）若しくは応用理学部門（「地質」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、 2001 年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM※[「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」]の資格保有者 ④地質調査技士の資格保有者	土質地質調査	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士[建設部門（「土質及び基礎」）若しくは応用理学部門（「地質」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、 平成13 年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM※[「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」]の資格保有者 ④地質調査技士の資格保有者	
環境調査	下記のいずれかに該当する者とする ① 技術士[建設部門（「建設環境」）若しくは環境部門（「環境測定」若しくは「自然環境保全」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、 2001 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者	環境調査	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士[建設部門（「建設環境」）若しくは環境部門（「環境測定」若しくは「自然環境保全」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、 平成13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者	
構造物設計	下記のいずれかに該当する者とする ① 技術士[建設部門、農業部門（「農業土木」）、林業部門（「森林土木」）若しくは「林業」]若しくは環境部門（「自然環境保全」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、 2001 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者	構造物設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士[建設部門、農業部門（「農業土木」）、林業部門（「森林土木」）若しくは「林業」]若しくは環境部門（「自然環境保全」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、 平成13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者	
建築設計	<u>建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士</u>	その他	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士（業務に該当する部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、 平成13 年度以降の技術士試験合格者にあ	設計共通仕様書（施設編）との統合による追加
機械設備設計	<u>下記のいずれかに該当する者とする</u> <u>①技術士〔建設部門（「道路」若しくは「トンネル」）、機械部門（「流体機</u>			

改訂：調査・設計共通仕様書（2022年4月）		現行：調査・設計共通仕様書（平成27年7月）		改訂趣旨
	<p><u>械」、「建設、鉱山、荷役及び運搬機械」若しくは「機械設備」、水道部門（「上水道及び工業用水道」、若しくは衛生工学部門（「廃棄物処理」若しくは「空調和施設）」の資格保有又はこれと同等の能力と経験を有する技術者</u></p> <p><u>ただし、2001 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4 年以上従事している者</u></p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者</p> <p>③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「道路部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者</p>	<p>つては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4 年以上従事している者</p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者</p> <p>③RCCM〔業務に該当する部門〕の資格保有者</p>		
電気設備設計	<p><u>下記のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>①技術士〔電気・電子部門（「送配電変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者</p> <p><u>ただし、2001 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4 年以上従事している者</u></p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者</p> <p>③ RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者</p>			
電気通信設備設計	<p><u>下記のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>①技術士〔電気・電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者</p> <p><u>ただし、2001 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4 年以上従事している者</u></p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者</p> <p>③RCCM「電気電子部門」の資格保有者</p>			
その他	<p><u>下記のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>① 技術士（業務に該当する部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、<u>2001 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4 年以上従事している者</u></p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者</p> <p>③RCCM〔業務に該当する部門〕の資格保有者</p>			

※1 RCCM：一般社団法人 建設コンサルタンツ協会が定めるシビル コンサルティング マネージャ資格

※1 RCCM：一般社団法人 建設コンサルタンツ協会が定めるシビル コンサルティング マネージャ資格

改訂：調査・設計共通仕様書（2022年4月）		現行：調査・設計共通仕様書（平成27年7月）		改訂趣旨															
2 照査技術者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物設計</td> <td rowspan="5">管理技術者と同じ</td> </tr> <tr> <td>建築設計</td> </tr> <tr> <td>機械設備設計</td> </tr> <tr> <td>電気設備設計</td> </tr> <tr> <td>通信設備設計</td> </tr> </tbody> </table>		業 務	要 件	構造物設計	管理技術者と同じ	建築設計	機械設備設計	電気設備設計	通信設備設計	2 照査技術者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物設計</td> <td> 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士[建設部門、農業部門（「農業土木」、林業部門（「森林土木」若しくは「林業」）若しくは環境部門（「自然環境保全」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ⑤ RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者 </td> </tr> </tbody> </table>		業 務	要 件	構造物設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士[建設部門、農業部門（「農業土木」、林業部門（「森林土木」若しくは「林業」）若しくは環境部門（「自然環境保全」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ⑤ RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者	表記方法の変更			
業 務	要 件																		
構造物設計	管理技術者と同じ																		
建築設計																			
機械設備設計																			
電気設備設計																			
通信設備設計																			
業 務	要 件																		
構造物設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士[建設部門、農業部門（「農業土木」、林業部門（「森林土木」若しくは「林業」）若しくは環境部門（「自然環境保全」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ⑤ RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者																		
3 現場作業責任者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量</td> <td>測量士又は測量士補の資格保有者</td> </tr> <tr> <td>土質地質調査</td> <td> 下記のいずれかに該当する者とする ① 技術士[建設部門（「土質及び基礎」）若しくは応用理学部門（「地質」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、2001年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM[「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」]の資格保有者 ④ 地質調査技士の資格保有者 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		業 務	要 件	測 量	測量士又は測量士補の資格保有者	土質地質調査	下記のいずれかに該当する者とする ① 技術士[建設部門（「土質及び基礎」）若しくは応用理学部門（「地質」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、2001年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM[「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」]の資格保有者 ④ 地質調査技士の資格保有者	(略)	(略)	3 現場作業責任者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量</td> <td>測量士又は測量士補の資格保有者</td> </tr> <tr> <td>土質地質調査</td> <td> 下記のいずれかに該当する者とする ① 技術士[建設部門（「土質及び基礎」）若しくは応用理学部門（「地質」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM[「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」]の資格保有者 ④地質調査技士の資格保有者 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		業 務	要 件	測 量	測量士又は測量士補の資格保有者	土質地質調査	下記のいずれかに該当する者とする ① 技術士[建設部門（「土質及び基礎」）若しくは応用理学部門（「地質」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM[「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」]の資格保有者 ④地質調査技士の資格保有者	(略)	(略)
業 務	要 件																		
測 量	測量士又は測量士補の資格保有者																		
土質地質調査	下記のいずれかに該当する者とする ① 技術士[建設部門（「土質及び基礎」）若しくは応用理学部門（「地質」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、2001年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM[「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」]の資格保有者 ④ 地質調査技士の資格保有者																		
(略)	(略)																		
業 務	要 件																		
測 量	測量士又は測量士補の資格保有者																		
土質地質調査	下記のいずれかに該当する者とする ① 技術士[建設部門（「土質及び基礎」）若しくは応用理学部門（「地質」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者 ③RCCM[「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」]の資格保有者 ④地質調査技士の資格保有者																		
(略)	(略)																		
(略) 1. 1. 9 書類の提出 1 受注者は、提出書類を調査・設計共通仕様書様式及び「電子納品等運用マニュアル」に基づいて、提出しなければならない。 2 受注者が監督職員に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督職員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 3 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、監督職員を経由しな		(略) 1. 1. 9 書類の提出 1 受注者は、提出書類を共通仕様書様式及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、提出しなければならない。 これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。 2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。		名称の変更 表記方法の変更															

改訂：調査・設計共通仕様書（2022年4月）	現行：調査・設計共通仕様書（平成27年7月）	改訂趣旨
<p><u>い提出書類であり、請負代金に係る請求書、請負代金代理受領承諾願、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類をいう。</u></p> <p>1. 1. 10 業務の着手 1 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。</p> <p>1. 1. 11 作業日 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、特記仕様書に定めがある場合を除き、夜間、休日及び12月29日から翌年1月3日までの期間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合、受注者は、理由を付した書面を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りでない。</p> <p>1. 1. 12 業務のしゅん功 1 受注者は、業務が完了したときは、契約書第 32 条第 1 項の規定により、直ちにしゅん功通知書を提出しなければならない。 (略) 3 契約書第 52 条第 5 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。 なお、不合格の通知日及び修補の完了届受領日は、それぞれ契約書第 32 条第 2 項及び第 5 項に規定するものをいう。 $\text{遅延日数} = (\text{しゅん功通知書受領日} - \text{履行期間末日}) + (\text{修補完了届受領日} - \text{不合格の通知日})$ (略)</p> <p>1. 1. 16 土地への立入り等 (略) 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書発行願を提出し、身分証明書発行承諾書及び身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り完了後は身分証明書を速やかに破棄しなければならない。 (略)</p>	<p>(1) 請負代金額に係る書類 (2) 請負代金代理受領承諾書 (3) 遅延利息請求書 (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類 (5) その他現場説明の際に指定した書類</p> <p>1. 1. 10 業務の着手 1 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。なお、受注者は、業務の着手日前に着手届を提出しなければならない。</p> <p>1. 1. 11 作業日 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、特記仕様書に定めがある場合を除き、夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む。）及び12月29日から翌年1月3日までの期間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合、受注者は、理由を付した書面を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りでない。</p> <p>1. 1. 12 業務のしゅん功 1 受注者は、業務が完了したときは、契約書第 31 条第 1 項の規定により、直ちにしゅん功通知書を提出しなければならない。 (略) 3 契約書第 41 条第 2 項及び第 3 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。 なお、不合格の通知日及び修補の完了届受領日は、それぞれ契約書第 31 条第 2 項及び第 4 項に規定するものをいう。 $\text{遅延日数} = (\text{しゅん功通知書受領日} - \text{履行期間末日}) + (\text{修補完了届受領日} - \text{不合格の通知日})$ (略)</p> <p>1. 1. 16 土地への立入り等 (略) 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書発行願を提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り完了後 10日以内に返却しなければならない。 (略)</p>	<p>着手届廃止</p> <p>表記方法の変更</p> <p>契約書の改正反映</p> <p>契約書の改正反映</p> <p>身分証明書発行手続きの様式変更に伴う変更</p>

改訂：調査・設計共通仕様書（2022年4月）	現行：調査・設計共通仕様書（平成27年7月）	改訂趣旨
<p>1. 1. 19 一括委任又は一括下請負の禁止 (略)</p> <p>3 契約書第7条第2項により業務の一部を第三者に委任又は下請負に付する場合は、事前に履行委任又は下請承諾申請書を提出し、承諾を得なければならない。なお、業務の一部を委任又は下請負に付する場合の第三者（以下、協力者）が当社の調査・設計業務の競争参加資格者である場合には、当社の競争参加停止期間中であってはならない。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1. 22 部分使用 1 部分使用の請求及び承諾 (1) 監督職員が契約書第34条第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用しようとするときは、部分使用承諾請求書により受注者に承諾を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1. 24 不可抗力による損害 1 <u>受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、遅滞なく災害・事故報告書により発注者に報告しなければならない。</u> 2 契約書第30条第1項に規定する「<u>設計図書に基準を定めたもの</u>」とは、<u>業務の実施場所又は監督職員が認めた観測地点において、次の各号に掲げるものをいう。</u> (1) 降雨に起因する場合で、次のいずれかに該当する場合。 ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上のとき。 イ 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき。 ウ <u>連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上のとき。</u> エ その他設計図書で定める基準</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</u></p> <p>3 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第27条及び本章第3節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が実施不良等、受注者の責めによるとされるものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1. 28 成果品 1 受注者は、業務が完了したときは、「電子納品等運用マニュアル」に基づき納品しなければならない。ただし、設計図書に成果品の作成方法について特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 1. 19 一括委任又は一括下請負の禁止 (略)</p> <p>3 契約書第7条第2項により業務の一部を第三者に委任又は下請負に付する場合は、事前に履行委任又は下請承諾申請書を提出し、承諾を得なければならない。なお、業務の一部を委任又は下請負に付する場合の第三者（以下、協力者）が当社の測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者である場合には、当社の競争参加停止期間中であってはならない。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1. 22 部分使用 1 部分使用の請求及び承諾 (1) 監督職員が契約書第33条第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用しようとするときは、部分使用承諾請求書により受注者に承諾を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1. 24 不可抗力による損害 1 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 降雨に起因する場合で、次のいずれかに該当する場合。 ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上のとき。 イ 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき。 ウ その他設計図書で定める基準</p> <p>(略)</p> <p>2 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第26条及び本章第3節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が実施不良等、受注者の責めによるとされるものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1. 28 成果品 1 受注者は、業務が完了したときは、「電子納品等運用ガイドライン」に基づき納品しなければならない。ただし、設計図書に成果品の作成方法について特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>名称変更</p> <p>契約書の改正反映</p> <p>追加</p> <p>条件の追加</p> <p>契約書の改正反映</p> <p>名称変更</p>

改訂：調査・設計共通仕様書（2022年4月）	現行：調査・設計共通仕様書（平成27年7月）	改訂趣旨
<p>1. 1. 29 業務実績情報システム（テクリス）等への登録</p> <p><u>1 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が250万円以上の業務（建築及び建築設備設計業務を除く）について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員に電子メールを送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約締結後14日（休日は除く）以内に、登録内容の変更時は変更後14日（休日は除く）以内に、完了時は業務完了後14日（休日は除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督職員に電子メールで送信するものとする。なお、変更時と完了時の間が14日間（休日は除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。業務完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから監督職員にメール送信し、速やかに監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。ただし、受注者が公益法人の場合、特記仕様書に定めがある場合及び監督職員が指示した場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>2 受注者は、建築及び建築設備設計にあつては、請負金額250万円以上の業務について、業務完了後14日（休日は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、監督職員の確認を受けるものとする。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに提出しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 実 施</p> <p>(略)</p> <p>1. 2. 4 打合せ等</p> <p>(略)</p> <p><u>4 監督職員及び受注者は「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して1日或いは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p> <p><u>5 監督職員及び受注者は、業務着手時の打合せの際、受発注者双方の勤務時間や定時退社等の就業環境や、1週間の仕事の進め方（ウィークリースタンス）を共有及び確認し、円滑に業務を実施しなければならない。なお、確認する内容については「調査・設計請負契約における設計変更ガイドライン」（当社ホームページ掲載）を参考にすること。</u></p> <p><u>6 監督職員及び受注者は、業務の効率化の観点から、テレビ会議システム等を積極的に活用するものとする。なお、テレビ会議システム等による打合せ後においても、打合せ内容を業務打合せ簿により監督職員に提出するとともに、相互に記載事項について確認しなければならない。</u></p>	<p>1. 1. 29 業務実績情報システム（テクリス）への登録</p> <p>受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が250万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約締結後14日以内に、登録内容の変更時は変更後14日以内に、完了時は業務完了後14日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 実 施</p> <p>(略)</p> <p>1. 2. 4 打合せ等</p> <p>(略)</p>	<p>設計共通仕様書（施設編）との統合により建築及び建築設備設計業務に適用する「PUBDIS」への登録を追加</p> <p>打合せの留意点としてワンデーレスポンス、ウィークリースタンス、テレビ会議の取扱いを追加</p>

改訂：調査・設計共通仕様書（2022年4月）	現行：調査・設計共通仕様書（平成27年7月）	改訂趣旨
<p>1. 2. 5 跡片付け</p> <p>1 受注者は、<u>現場業務の完了に先立ち、速やかに不要材料を整理し、又は仮設物を撤去して整地のうえ、監督職員の確認を受けなければならない。</u>ただし、検査、立会に必要な<u>資機材等</u>については、監督職員と<u>協議のうえ</u>存置するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 検査</p> <p>1. 4. 1 しゅん功検査等</p> <p>(略)</p> <p>3 検査責任者は、契約書第 <u>32</u> 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>4 契約責任者は、契約書第 <u>32</u> 条第 3 項の規定により、成果品の引渡しを受けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 修 補</p> <p>(略)</p> <p>(4) 受注者が第 2 号又は第 3 号の指示された期間内に修補が完了しなかったときには、当社は、契約書第 <u>52</u> 条第 <u>5</u> 項を適用し、履行期間末日の翌日若しくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p> <p>1. 4. 2 業務完了部分検査</p> <p>1 業務完了部分検査</p> <p>契約書第 <u>38</u> 条第 <u>1</u> 項に規定する部分払の請求が受注者からなされたときに行う検査をいい、請負代金相当額の算定に使用される。この場合においては、契約書第 31 条第 3 項に規定する検査を行った部分についての引渡しを受けるものではない。</p> <p>2 検査の請求</p> <p>受注者は、契約書第 <u>38</u> 条第 <u>2</u> 項に基づき、部分払いの請求に係る業務の完了部分の確認を求めるときは、「業務完了部分検査請求書」を提出しなければならない。</p>	<p>1. 2. 5 跡片付け</p> <p>1 受注者は、調査等の全部又は一部が完了したときは、監督職員の指示に従って残材、廃物、木くず等を撤去し、調査等の現場を清掃しなければならない。ただし、検査、立会に必要な<u>足場、はしご</u>等は、監督職員の指示に従って存置するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 検査</p> <p>1. 4. 1 しゅん功検査等</p> <p>(略)</p> <p>3 検査責任者は、契約書第 31 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>4 契約責任者は、契約書第 31 条第 3 項の規定により、成果品の引渡しを受けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 修 補</p> <p>(略)</p> <p>(4) 受注者が第 2 号又は第 3 号の指示された期間内に修補が完了しなかったときには、当社は、契約書第 41 条第 <u>2</u> 項を適用し、履行期間末日の翌日若しくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p> <p>1. 4. 2 業務完了部分検査</p> <p>1 業務完了部分検査</p> <p>契約書第 36 条の <u>2</u> に規定する部分払の請求が受注者からなされたときに行う検査をいい、請負代金相当額の算定に使用される。この場合においては、契約書第 31 条第 3 項に規定する検査を行った部分についての引渡しを受けるものではない。</p> <p>2 検査の請求</p> <p>受注者は、契約書第 36 条の <u>2</u> に基づき、部分払いの請求に係る業務の完了部分の確認を求めるときは、「業務完了部分検査請求書」を提出しなければならない。</p>	<p>表記方法の修正</p> <p>契約書の改正反映</p> <p>契約書の改正反映</p> <p>契約書の改正反映</p> <p>契約書の改正反映</p> <p>契約書の改正反映</p> <p>契約書の改正反映</p>

調査・設計共通仕様書 2022年4月 新旧対照表 「第3章 土質及び地質調査編」

改訂：調査・設計共通仕様書(2022年4月)	現行：調査・設計共通仕様書(平成27年7月)	改訂趣旨
<p>第3章 土質及び地質調査 (略)</p> <p>3.8 成果品</p> <p>1 納品する成果品は、次に示すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、発注者と公開の可否を協議のうえ、特記仕様書に定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、検定証明書を発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</u></p>	<p>第3章 土質及び地質調査 (略)</p> <p>3.8 成果品</p> <p>納品する成果品は、次に示すものとする。</p>	<p>国土地盤情報データベースへの登録に関する規定を追加</p>

調査・設計共通仕様書 2022年4月 新旧対照表 「第4章 交通調査編」

改訂：調査・設計共通仕様書(2022年4月)				現行：調査・設計共通仕様書(平成27年7月)				改訂趣旨																																																																																																																							
第4章 交通調査 (略) 4.1 一般事項 (略) 4.1.4 車種分類 車種分類の区分については、次表によるものとするが、種別については監督職員との協議において定めるものとする。				第4章 交通調査 (略) 4.1 一般事項 (略) 4.1.4 車種分類 車種分類は、設計図書に定めのある場合を除き次表によるものとする。				12車種、18車種の使い分けを監督職員との協議により定める																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">内容 (プレート番号等)</th> <th colspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>プレート寸法</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">乗用車類</td> <td>軽乗用車</td> <td>50～59 (黄と黒)、 3^s, 8^s</td> <td>中型</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用車</td> <td>小型乗用車</td> <td>中型</td> <td>ハイヤー・ タクシー含む</td> </tr> <tr> <td>普通乗用車</td> <td>中型</td> <td>ハイヤー・ タクシー含む</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>2、20～29 及び 200～299</td> <td>中型</td> <td>マイクロバス</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">貨物車類</td> <td>軽貨物車</td> <td>40～49 (黄と黒)、 3^s, 6^s</td> <td>中型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型貨物車</td> <td>4、40～49 及び 400～499 6、60～69 及び 600～699 (三輪を含む)</td> <td>中型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨客車</td> <td>4 及び 40～49 (ライトバン、バン等)</td> <td>中型</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通貨物車</td> <td rowspan="2">1、10～19 及び 100～199</td> <td>中型</td> <td>トレーラー2軸ヘッド*</td> </tr> <tr> <td>大型</td> <td>トレーラー3軸ヘッド*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特殊(種)車</td> <td rowspan="2">8、80～89 及び 800～899 8、80～89 及び 800～899、 9、90～99 及び 900～999、 0、00～09 及び 000～099</td> <td>中型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>動力付き二輪車類</td> <td>自動二輪車、原動機付自転車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自転車類</td> <td>隊列、葬列を除く。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行者類</td> <td>車いす、小児用の車除く。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種別	内容 (プレート番号等)	備考				プレート寸法		乗用車類	軽乗用車	50～59 (黄と黒)、 3 ^s , 8 ^s	中型		乗用車	小型乗用車	中型	ハイヤー・ タクシー含む	普通乗用車	中型	ハイヤー・ タクシー含む	バス	2、20～29 及び 200～299	中型	マイクロバス	貨物車類	軽貨物車	40～49 (黄と黒)、 3 ^s , 6 ^s	中型		小型貨物車	4、40～49 及び 400～499 6、60～69 及び 600～699 (三輪を含む)	中型		貨客車	4 及び 40～49 (ライトバン、バン等)	中型		普通貨物車	1、10～19 及び 100～199	中型	トレーラー2軸ヘッド*	大型	トレーラー3軸ヘッド*	特殊(種)車	8、80～89 及び 800～899 8、80～89 及び 800～899、 9、90～99 及び 900～999、 0、00～09 及び 000～099	中型		大型		その他	動力付き二輪車類	自動二輪車、原動機付自転車			自転車類	隊列、葬列を除く。			歩行者類	車いす、小児用の車除く。			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">内容 (プレート番号等)</th> <th colspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>プレート寸法</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">乗用車類</td> <td>軽乗用車</td> <td>50～59 (黄と黒)、 3^s, 8^s</td> <td>中型</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用車</td> <td>小型乗用車</td> <td>中型</td> <td>ハイヤー・ タクシー含む</td> </tr> <tr> <td>普通乗用車</td> <td>中型</td> <td>ハイヤー・ タクシー含む</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>2、20～29 及び 200～299</td> <td>中型</td> <td>マイクロバス</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">貨物車類</td> <td>軽貨物車</td> <td>40～49 (黄と黒)、 3^s, 6^s</td> <td>中型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型貨物車</td> <td>4、40～49 及び 400～499 6、60～69 及び 600～699 (三輪を含む)</td> <td>中型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨客車</td> <td>4 及び 40～49 (ライトバン、バン等)</td> <td>中型</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通貨物車</td> <td rowspan="2">1、10～19 及び 100～199</td> <td>中型</td> <td>トレーラー2軸ヘッド*</td> </tr> <tr> <td>大型</td> <td>トレーラー3軸ヘッド*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特殊(種)車</td> <td rowspan="2">8、80～89 及び 800～899 8、80～89 及び 800～899、 9、90～99 及び 900～999、 0、00～09 及び 000～099</td> <td>中型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>動力付き二輪車類</td> <td>自動二輪車、原動機付自転車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自転車類</td> <td>隊列、葬列を除く。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行者類</td> <td>車いす、小児用の車除く。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種別	内容 (プレート番号等)	備考		プレート寸法		乗用車類	軽乗用車	50～59 (黄と黒)、 3 ^s , 8 ^s	中型		乗用車	小型乗用車	中型	ハイヤー・ タクシー含む	普通乗用車	中型	ハイヤー・ タクシー含む	バス	2、20～29 及び 200～299	中型	マイクロバス	貨物車類	軽貨物車	40～49 (黄と黒)、 3 ^s , 6 ^s	中型		小型貨物車	4、40～49 及び 400～499 6、60～69 及び 600～699 (三輪を含む)	中型		貨客車	4 及び 40～49 (ライトバン、バン等)	中型		普通貨物車	1、10～19 及び 100～199	中型	トレーラー2軸ヘッド*	大型	トレーラー3軸ヘッド*	特殊(種)車	8、80～89 及び 800～899 8、80～89 及び 800～899、 9、90～99 及び 900～999、 0、00～09 及び 000～099	中型		大型		その他	動力付き二輪車類	自動二輪車、原動機付自転車			自転車類	隊列、葬列を除く。			歩行者類	車いす、小児用の車除く。
種別	内容 (プレート番号等)	備考																																																																																																																													
		プレート寸法																																																																																																																													
乗用車類	軽乗用車	50～59 (黄と黒)、 3 ^s , 8 ^s	中型																																																																																																																												
	乗用車	小型乗用車	中型	ハイヤー・ タクシー含む																																																																																																																											
		普通乗用車	中型	ハイヤー・ タクシー含む																																																																																																																											
	バス	2、20～29 及び 200～299	中型	マイクロバス																																																																																																																											
貨物車類	軽貨物車	40～49 (黄と黒)、 3 ^s , 6 ^s	中型																																																																																																																												
	小型貨物車	4、40～49 及び 400～499 6、60～69 及び 600～699 (三輪を含む)	中型																																																																																																																												
	貨客車	4 及び 40～49 (ライトバン、バン等)	中型																																																																																																																												
	普通貨物車	1、10～19 及び 100～199	中型	トレーラー2軸ヘッド*																																																																																																																											
			大型	トレーラー3軸ヘッド*																																																																																																																											
	特殊(種)車	8、80～89 及び 800～899 8、80～89 及び 800～899、 9、90～99 及び 900～999、 0、00～09 及び 000～099	中型																																																																																																																												
大型																																																																																																																															
その他	動力付き二輪車類	自動二輪車、原動機付自転車																																																																																																																													
	自転車類	隊列、葬列を除く。																																																																																																																													
	歩行者類	車いす、小児用の車除く。																																																																																																																													
種別	内容 (プレート番号等)	備考																																																																																																																													
		プレート寸法																																																																																																																													
乗用車類	軽乗用車	50～59 (黄と黒)、 3 ^s , 8 ^s	中型																																																																																																																												
	乗用車	小型乗用車	中型	ハイヤー・ タクシー含む																																																																																																																											
		普通乗用車	中型	ハイヤー・ タクシー含む																																																																																																																											
	バス	2、20～29 及び 200～299	中型	マイクロバス																																																																																																																											
貨物車類	軽貨物車	40～49 (黄と黒)、 3 ^s , 6 ^s	中型																																																																																																																												
	小型貨物車	4、40～49 及び 400～499 6、60～69 及び 600～699 (三輪を含む)	中型																																																																																																																												
	貨客車	4 及び 40～49 (ライトバン、バン等)	中型																																																																																																																												
	普通貨物車	1、10～19 及び 100～199	中型	トレーラー2軸ヘッド*																																																																																																																											
			大型	トレーラー3軸ヘッド*																																																																																																																											
	特殊(種)車	8、80～89 及び 800～899 8、80～89 及び 800～899、 9、90～99 及び 900～999、 0、00～09 及び 000～099	中型																																																																																																																												
大型																																																																																																																															
その他	動力付き二輪車類	自動二輪車、原動機付自転車																																																																																																																													
	自転車類	隊列、葬列を除く。																																																																																																																													
	歩行者類	車いす、小児用の車除く。																																																																																																																													
(略)				(略)																																																																																																																											

改訂：調査・設計共通仕様書(2022年4月)	現行：調査・設計共通仕様書(平成27年7月)	改訂趣旨
<p>4.2 一般道路の交通量調査 (略)</p> <p>4.2.2 適用すべき諸基準 4.2.3及び4.2.4に示す以外の交通量の調査、集計については、<u>全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)実施要綱によるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>4.3 一般道路の交通現象調査 (略)</p> <p>4.3.2 適用すべき諸基準 4.3.1(1)については、<u>全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)実施要綱によるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>4.2 一般道路の交通量調査 (略)</p> <p>4.2.2 観測方法 受注者は、観測方法について、次により行わなければならない。 (1) 観測地点は、歩道、歩道橋上等観測に適した場所を選定する。 (2) 原則として、観測は車種別に数取器を用いて実施し、15分ごとに記録する。</p> <p>(略)</p> <p>4.2.5 道路状況調査</p> <p>4.3 一般道路の交通現象調査 (略)</p> <p>4.3.2 旅行速度調査 1 この調査は、原則として試験車を使用して行うものとする。計画走行ルートの試走を行い、道路状況、信号機等を調査し、ルートを確認する。 2 受注者は、走行ルートごとに適切なチェックポイントを監督職員の承諾を得て設定し、 原則として、次の項目について調査を行わなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>観測方法、道路状況調査は道路交通センサス実施要綱に則るものとし削除</p> <p>旅行速度調査は道路交通センサス実施要綱に則るものとし削除</p>

調査・設計共通仕様書 2022年4月 新旧対照表 「第6章 路線計画編」

改訂：調査・設計共通仕様書(2022年4月)	現行：調査・設計共通仕様書(平成27年7月)	改訂趣旨																				
<p>第6章 路線計画</p> <p>6.1 一般事項 (略)</p> <p>6.1.2 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">首都高速道路(株)</td> <td>首都高速道路幾何構造設計要領</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路(株)</td> <td>首都高速道路附属施設物設計施工要領等</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路(株)</td> <td>首都高速道路交通管制施設設置要領</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路(株)</td> <td>標識設置要領</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路構造令の解説と運用</td> </tr> </table>	首都高速道路(株)	首都高速道路幾何構造設計要領	首都高速道路(株)	首都高速道路 附属施設物設計施工要領 等	首都高速道路(株)	首都高速道路交通管制施設設置 要領	首都高速道路(株)	標識設置 要領	日本道路協会	道路構造令の解説と運用	<p>第6章 路線計画</p> <p>6.1 一般事項 (略)</p> <p>6.1.2 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">首都高速道路(株)</td> <td>首都高速道路幾何構造設計要領</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路(株)</td> <td>首都高速道路付属施設設置基準等</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路(株)</td> <td>首都高速道路交通管制施設設置基準</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路(株)</td> <td>標識設置基準</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路構造令の解説と運用</td> </tr> </table>	首都高速道路(株)	首都高速道路幾何構造設計要領	首都高速道路(株)	首都高速道路 付属施設設置基準 等	首都高速道路(株)	首都高速道路交通管制施設設置 基準	首都高速道路(株)	標識設置 基準	日本道路協会	道路構造令の解説と運用	<p>適用基準の時点更新</p>
首都高速道路(株)	首都高速道路幾何構造設計要領																					
首都高速道路(株)	首都高速道路 附属施設物設計施工要領 等																					
首都高速道路(株)	首都高速道路交通管制施設設置 要領																					
首都高速道路(株)	標識設置 要領																					
日本道路協会	道路構造令の解説と運用																					
首都高速道路(株)	首都高速道路幾何構造設計要領																					
首都高速道路(株)	首都高速道路 付属施設設置基準 等																					
首都高速道路(株)	首都高速道路交通管制施設設置 基準																					
首都高速道路(株)	標識設置 基準																					
日本道路協会	道路構造令の解説と運用																					